



令和5年度 多賀城市要保護児童対策地域協議会について

多賀城市 保健福祉部 子ども家庭課

令和5年4月

多賀城市要保護児童対策地域協議会

以下の支援対象児童等に関し、関係機関の間で情報交換と支援の協議を行う機関としての位置付けがある

要保護 児童

虐待等により保護者に監護させることが適当ではないと認められる児童

要支援 児童

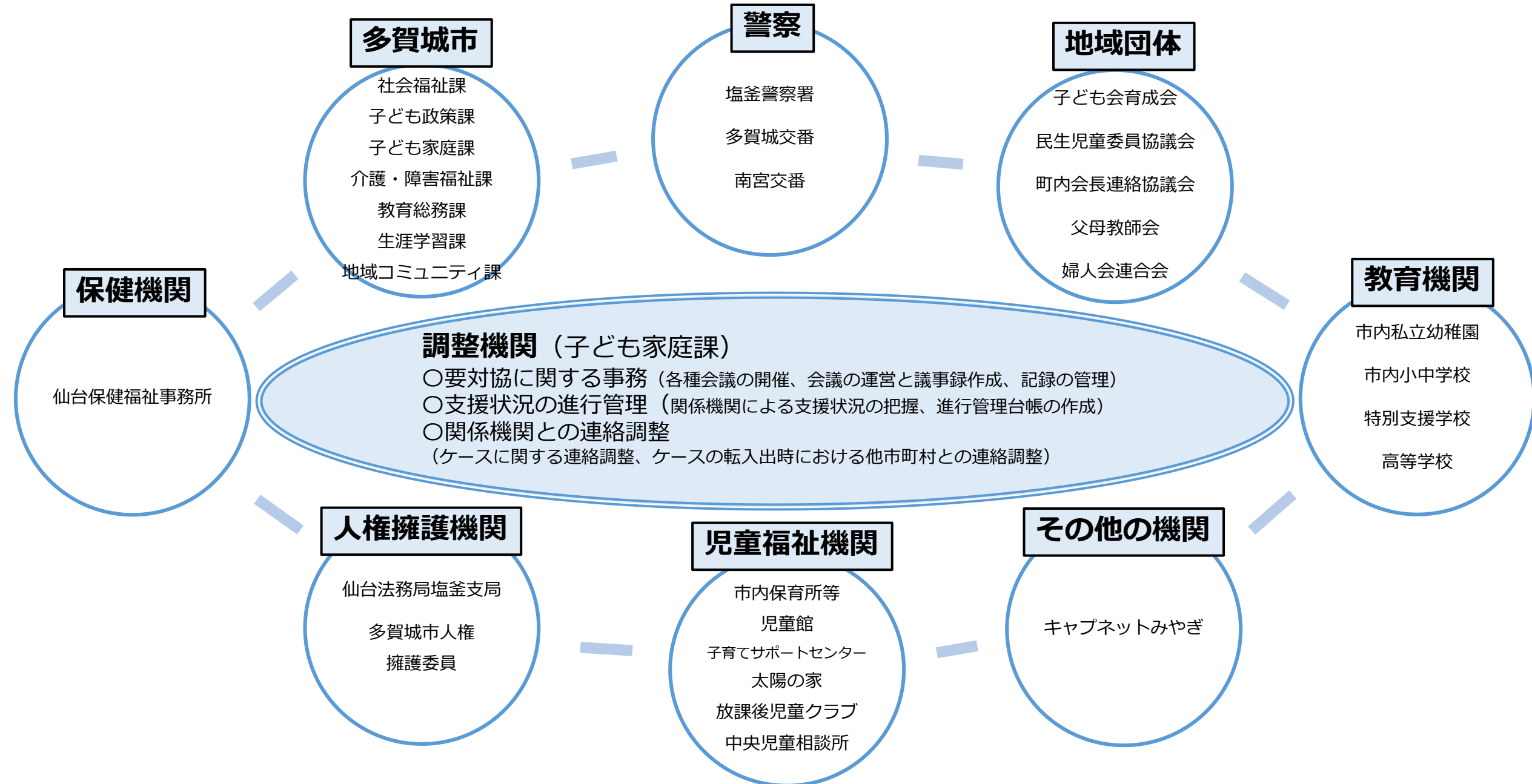
虐待もしくは虐待の発生のおそれがあり、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者

特定 妊婦

未成年、未婚、健診未受診、自殺企図等により、出産後の虐待発生予防の為、出産前から特に支援が必要と認められる妊婦

福祉、教育、警察、民間支援団体などの関係機関が参加・連携して要保護・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な監護のための支援・保護の方策を協議する

体制図



協議会の組織と活動

代表者会議

- 代表者が参加
- 要対協全体の運営方針の検討や活動状況の報告・評価を実施

実施回数（回）

R4

R3

R2

1

1

1

実務者会議

- 担当者等が参加
- 主担当の確認や支援方針の見直し、課題のさらなる検討

実施回数（回）

R4

R3

R2

3

1

2

個別ケース会議

- 担当者が参加
- 具体的な情報交換、リスクや緊急度の判断、課題整理、支援内容や役割分担等を検討

実施回数（回）

R4

R3

R2

70

50

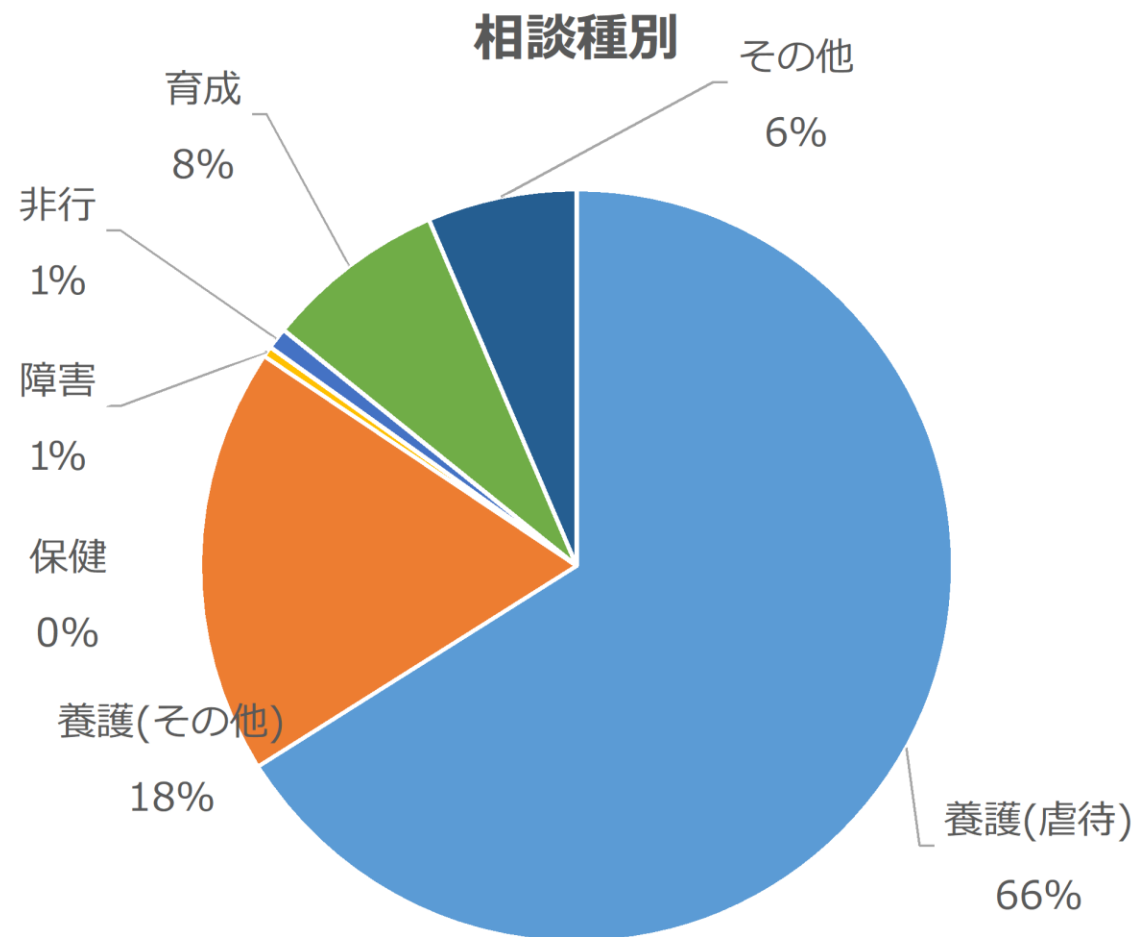
56

多賀城市における家庭相談の状況について

1 相談種類別件数

		令和4年度	令和3年度	令和2年度
養護	虐待	144	154	165
	その他	40	61	56
保健相談		0	0	0
障害相談		1	6	9
非行相談		2	2	3
育成相談		17	21	25
その他		14	10	31
合計件数		218	254	289

※令和4年度の数値は暫定値のため、今後修正があります。

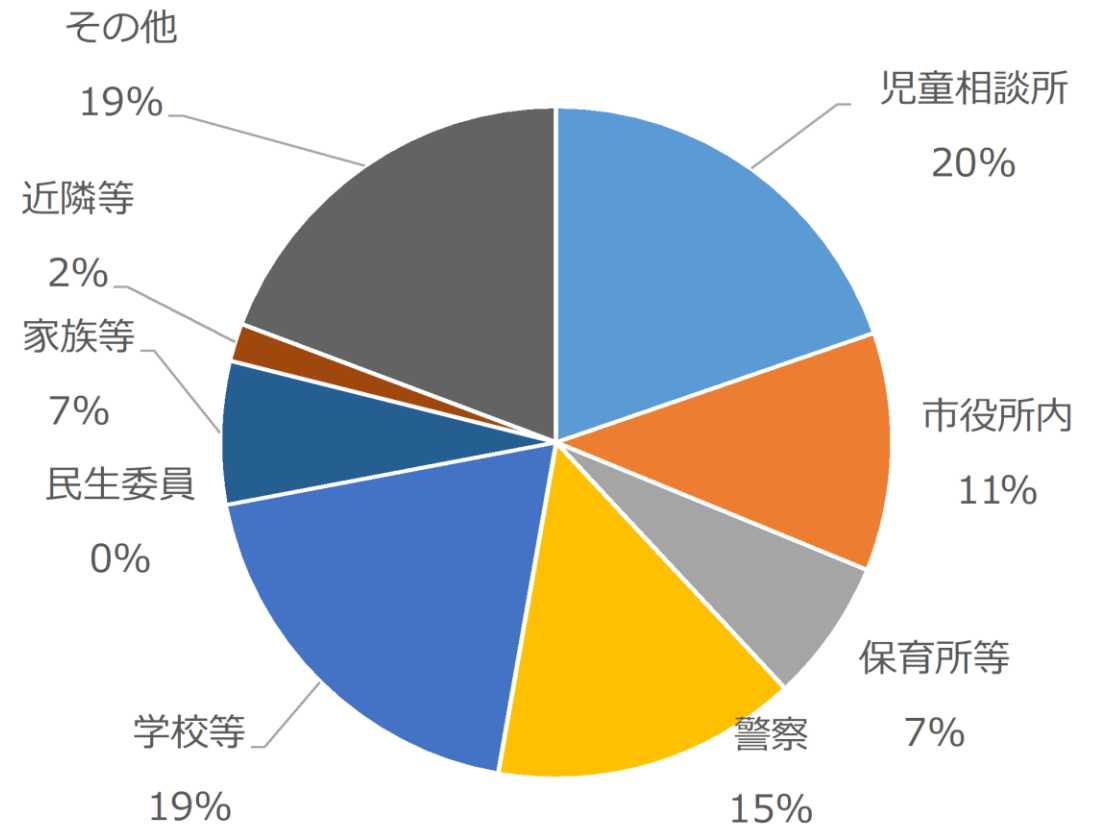


多賀城市における家庭相談の状況について

2 相談経路

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
児童相談所	43	48	58
市役所内	25	21	11
保育所等	15	15	20
警察	32	48	44
学校等	42	41	40
民生委員	0	0	3
家族等	15	46	53
近隣等	4	13	18
その他	42	22	42
合計件数	218	254	289

相談経路別件数



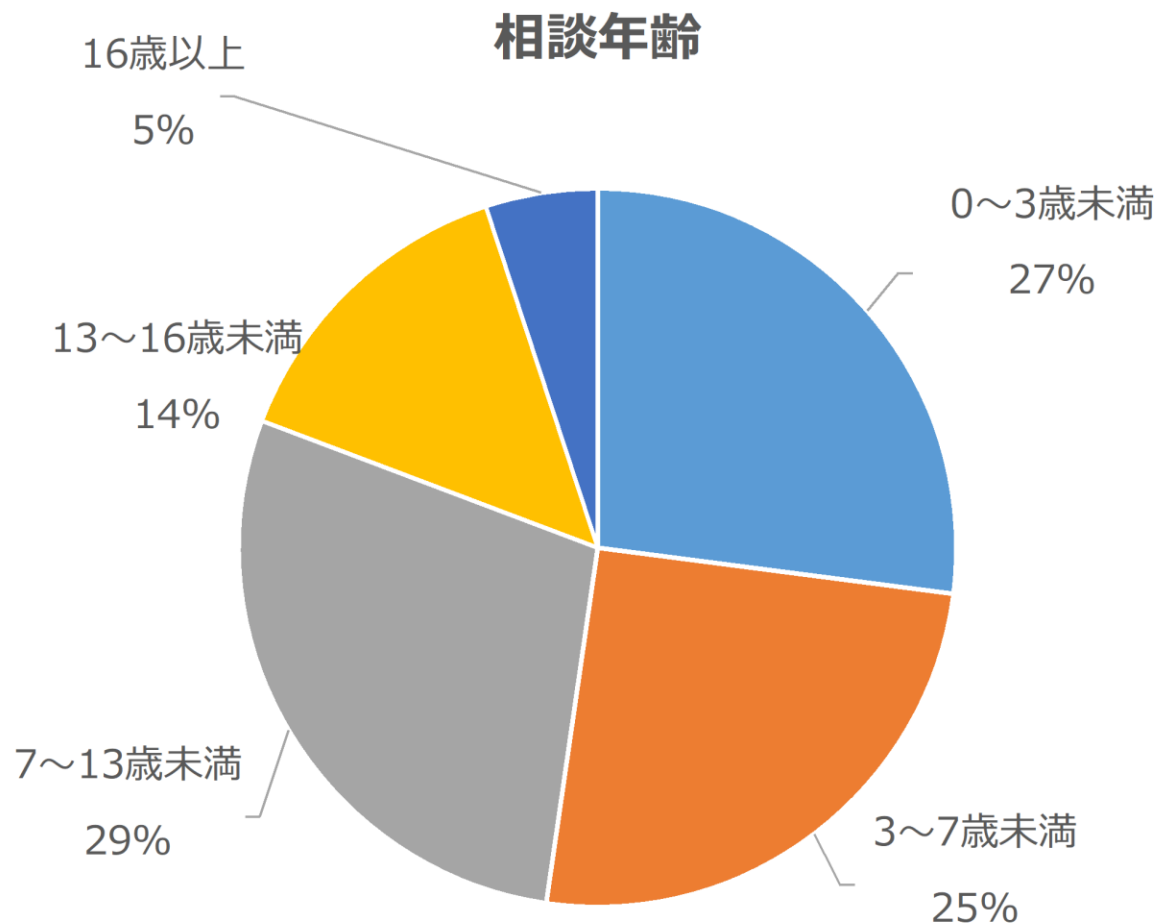
※令和4年度の数値は暫定値のため、今後修正があります。

多賀城市における家庭相談の状況について

3 相談対象児童の年齢

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
0～3歳未満	59	54	54
3～7歳未満	55	64	84
7～13歳未満	62	85	90
13～16歳未満	31	34	41
16歳以上	11	17	20
合計件数	218	254	289

※令和4年度の数値は暫定値のため、今後修正がありえます。



多賀城市における家庭相談の状況について

4 主な虐待者

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
父	43	54	62
母	89	87	85
その他	12	13	18
合計件数	144	154	165

※令和4年度の数値は暫定値のため、今後修正があります。

